

道路の移動円滑化整備ガイドラインにおいて規定されている主な内容

107

※考資料:道路の移動円滑化整備ガイドラインにおいて規定されている主な内容

歩道の有効幅員確保

歩車道境界の段差

立体横断施設

乗合自動車停留所(バス停)

路面電車停留所

自動車駐車場

案内標識

視覚障害者誘導用ブロック

休憩施設

0.照明施設

11.積雪寒冷地における配慮

12.駅前広場 108

1.歩道の有効幅員確保

歩道の有効幅員を2m以上確保することとし、横断勾配を1%以下と規定

波打ち歩道の解消

電線地中化や民地の利用などの工夫を行うことにより、歩道の有効幅員の確保を行っている事例について例示

電線の地中化を行うと同時に、民地の利用を行うことにより有効幅員を確保

歩道部を切下げるとともに、側溝に蓋をして有効幅員を確保

【整備前】【整備後】

【整備前】【整備後】 109

2.歩車道境界の段差

歩車道境界の縁端段差について以下を規定・段差は標準2cmとする

・視覚障害者誘導用ブロックや縁石形状、突起等で視覚障害者の識別性を確保すること等の条件が満たされれば、2cm未満の段差を整備することも可能とする

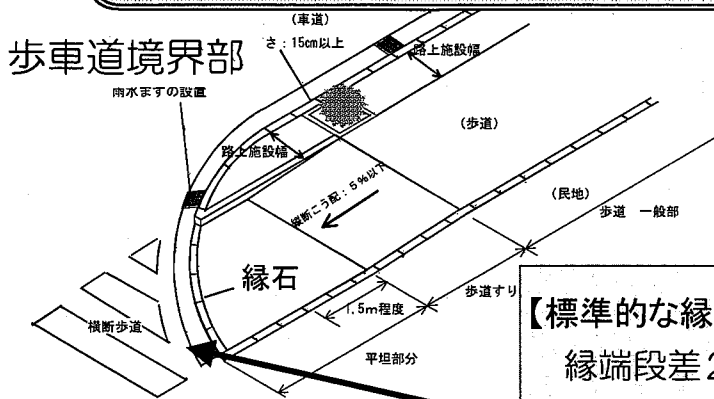
【視覚障害者の識別性の確保の工夫事例】

- 段差を2cmとすることのみでは視覚障害者の識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベルとすることができない
- 安易に0の段差として視覚障害者の識別性を確

2. 歩車道境界の段差

歩車道境界の縁端段差について以下を規定

- ・ 段差は標準 2cm とする
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックや縁石形状、突起等で視覚障害者の識別性を確保すること等の条件が満たされれば、2cm未満の段差を整備することも可能とする



【標準的な縁石】

縁端段差 2cm を確保

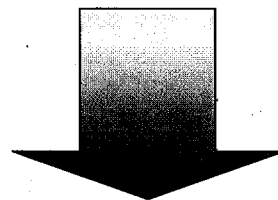


2cm の段差は、

- ・ 視覚障害者 : 白杖や足により歩車道境界を認知可能
- ・ 車いす使用者 : 車いすで段差を登ることが可能

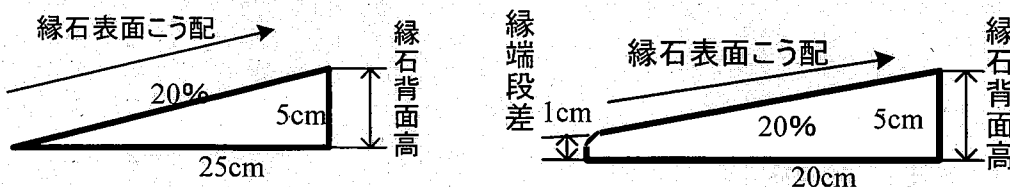
○ 段差を 2cm とすることのみでは視覚障害者の識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベルとすることができない

○ 安易に 0 の段差として視覚障害者の識別性を確保されていない事例がある



2cm未満の段差について、視覚障害者の識別性の確保すること等の検討を行い、条件が満たされれば、整備を可能とする

【対象となる縁石形状の例】

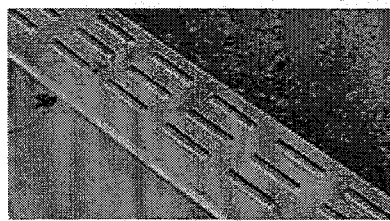


(国土交通省の実験の結果、車いす使用者及び視覚障害者ともに評価の高かったものの例)

【視覚障害者の識別性の確保の工夫事例】



視覚障害者誘導用ブロックを設置した例



縁石表面に突起を付けた例